

低入札価格審査書

世田谷区財務部経理課

- 1 件 名 世田谷区立世田谷保育園解体工事  
 2 入 札 日 令和元年7月31日(水)  
 3 調査対象者 株式会社滝口興業 東京支店  
 4 予 定 価 格 116,300,000円(税抜)  
 5 入 札 価 格 88,390,000円(税抜)  
 6 調査実施概要

	調査項目	調査内容
1	その価格により入札した理由	大型重機や仮設材を自社で所有しており、完全に近い形で自社施工できるため、共通仮設費の低減が可能である。 手持ち工事と合わせた資材の一括購入などによる経費削減が可能である。
2	手持ち工事の状況	件 名 旧世田谷区立花見堂小学校解体工事 工 期 R元.5~R2.5 施工場所 世田谷区代田一丁目13番9号 件 名 馬橋公園拡張用地の建物解体工事 工 期 R元.6~R2.3 施工場所 杉並区高円寺北四丁目35番32号
3	契約対象工事における配置予定技術者	配置予定技術者の保有資格は以下のとおり。 監理技術者 監理技術者(とび・土工工事業、解体工事業)一級とび技能士 現場代理人 監理技術者(建築工事業、大工工事業、解体工事業ほか)、一級建築士、一級建築施工管理技士、一級土木施工管理技士ほか
4	契約対象工事箇所と入札者の事業所、倉庫等との関連	契約対象工事箇所：世田谷区若林四丁目37番11号 本 社：埼玉県川口市前川一丁目26番22号 東 京 支 店：東京都北区赤羽南一丁目4番12号 第一資材置場(所有)：埼玉県川口市前川一丁目26番35号 第二資材置場(賃貸)：埼玉県川口市安行領根岸3227 本蓮資材置場(賃貸)：埼玉県川口市本蓮四丁目3番55号
5	資材購入先及び購入先と入札者との関係	ガードフェンス等仮設材(必要量)を(株)仙台銘板から購入。 杉丸太(必要量)を伊田竹材店から購入、番線(必要量)を(株)力屋から購入
6	手持ち資材の状況	防音パネル(1819*862)2500枚、防音シート(1.8m*3.4m)800枚、アドフラット鋼板(H=3.0m)1000枚、コンプレッサー(51.5ps)2台、単管パイプ(6.0m)3000本、鉄板(t=22mm)300枚
7	手持ち機械の状況	バックホウ(303CCR 0.09m <sup>3</sup> )1台、バックホウ(308DCR 0.25m <sup>3</sup> )1台、バックホウ(SH75X 0.25m <sup>3</sup> )2台、バックホウ

		(SH120 0.45m <sup>3</sup> ) 1 台、バックホウ (SH120 0.50m <sup>3</sup> ) 1 台、バックホウ (SH135 0.5m <sup>3</sup> ) 3 台、バックホウ (SH210 0.70m <sup>3</sup> ) 3 台、バックホウ (SH220 0.90m <sup>3</sup> ) 1 台、バックホウ (SH450 1.80m <sup>3</sup> ) 1 台
8	労働者の具体的供給見通し	調査対象者からは管理技術者、現場代理人及び解体工・オペレーターを配置する。内装解体工等の作業員については、下請から確保する。
9	工事实績	<p>件名：都営船堀四丁目第2アパート除去工事 発注者：東京都住宅供給公社 工期：H30.9～R元.7 金額：253,929,600円</p> <p>件名：旧立川税務署建物解体工事 発注者：東京都 工期：H30.8～H31.3 金額：67,385,520円</p> <p>件名：都営船堀四丁目アパート除去工事 発注者：東京都住宅供給公社 工期：H30.8～H31.2 金額：112,795,200円</p> <p>件名：JFT-2M 関連建屋解体・撤去工事 発注者：日本原子力研究開発機構本部 工期：H30.8～H31.1 金額：100,407,600円</p> <p>件名：高田小学校跡地公園整備に伴う仮設通路及び校舎等解体工事 発注者：豊島区 工期：H29.10～H30.12 金額：170,015,760円</p> <p>上記ほか 12 件</p>

## 7 委員会

開催日	令和元年8月26日(月)
審査結果	<p>調査対象者から提出された内訳書と区の内訳書を比較すると、一部の単価に差異はあるが、工事内容を把握した上で長年取引のある業者と折衝、もしくは過去の自社の実績から想定金額を算出しているため、仕様書通りの施工が可能である価格として工事費の圧縮を図っており、積算能力に問題はないと判断できる。</p> <p>世田谷区での工事实績はまだないが、他の自治体での工事实績は豊富であり、本工事より金額、規模の大きい工事を施工している実績がある。また、解体以外の土工や外構工事についても、実績のある業者へ下請けに出すことなどから、区の指定した内容を満たした施工も可能と判断できる。</p> <p>世田谷区公契約条例における事業者の責務や労働報酬下限額等について理解</p>

したうえで積算していることを確認した。

以上、当該入札価格により契約の内容に適合した履行がされない恐れがあるとは認められないので、落札者と決定する。

ただし、コスト圧縮による下請企業へのしわ寄せや粗雑工事が生じることがないように、世田谷区低入札価格調査制度要領第8条及び世田谷区公契約条例の観点を踏まえ、区は発注者としての責任を持って、工事の進捗管理及び現場監督を徹底する。